

8 ヤミ金融のはなし

◆ヤミ金融とは

ヤミ金融とは、貸金業の登録の有無にかかわらず、刑罰が科される出資法という法律の上限金利（年20%）⁷を超える金利で金銭の貸し付けを行う金融業者のことです。

もともとヤミ金融は貸金業の登録をしないで無登録で営業を行う、まさに「闇」の業者が多かったのですが、貸金業の登録をしたうえで出資法の金利規制に違反する超高金利で貸し付ける業者も一時は数多く存在し、現在もなお存在します。

一般の消費者金融やクレジットの返済は、たいてい1ヶ月に1回なのに対し、ヤミ金融の返済は、多くが1週間か10日に1回となっています。

ヤミ金融の金利は、「トヨン」（10日で4割、年1,460%）、「トゴ」（10日で5割、年1,825%）といったものが多く、中には1日1割（年3,650%）という途方もない高金利をとるヤミ金融も存在します。

◆ヤミ金融のターゲット

ヤミ金融がターゲットとしているのは、消費者金融会社やクレジットを利用した結果、返済困難に陥っている多重債務者や自己破産者、商工ローン（事業者向けのローン）などを利用して返済困難に陥っている中小零細業者です。

ヤミ金融は、これら返済困難に陥っている多重債務者や自己破産者、中小零細業者の名簿を不正に入手して、ダイレクトメールやFAXを送りつけて融資勧誘を行っています。

また、ヤミ金融はスポーツ新聞や夕刊紙、新聞の折込広告、チラシ、看板などでも広告をしています。



◆ヤミ金融の種類

ヤミ金融には、さまざまなタイプがあります。例えば、「都^{トイチ}①業者」、「090金融」、「システム金融」、「車リース」、「チケット金融」、「クレジットカードのショッピング枠の現金化」、「年金担保金融」、「偽装質屋」などです。これらのヤミ金融は、どの業者も刑罰を科される出資法の上限金利（年20%）⁷に違反して、超高金利で金銭を貸し付けている点で共通しています。

⁷ 2006年12月に貸金業法（貸金業規制法、出資法、利息制限法などの改正法）が成立・公布され、3年半後の2010年6月に、出資法の上限金利は年29.2%から年20%に引き下げられました。

◆暴力的・脅迫的取り立ての横行

ヤミ金融はもともと違法営業を行っているので、債務者の返済が滞った場合、法的手段による貸し付け金の回収を行わず、^{きょうはくてき}暴力的・脅迫的取り立てにより貸し付け金の回収を行っています。

暴力的・脅迫的取り立ての手段としては、電話、電報、FAX、手紙、^は貼り紙などさまざまな手段が利用されています。

暴力的・脅迫的取り立ての対象となるのは、借り手本人はもちろん、借り手の両親、兄弟姉妹、親族、勤務先など広範囲に及びます。中には、本人とまったく関係のない同僚アパートに住む住民、近所の住民などに対しても暴力的・脅迫的取り立てが行われることもあります。



都①業者

東京都知事の貸金業登録をしながら、出資法違反の超高金利で貸し付けを行うヤミ金融業者があります。このようなヤミ金融業者は、貸金業登録をして3年未満の登録番号である「都①」の業者が多いので、「都①業者」(トイチ業者)と呼ばれています。

ヤミ金融業者がなぜわざわざ貸金業の登録をするのかというと、^{てきはつ}貸金業法で禁止されている無登録営業を理由とした警察の摘発を防ぐ目的、^{あざむ}正規の貸金業者であると利用者を欺くといった目的、^{あざむ}広告を出しやすくする目的などがあります。

これらの業者は、都内ばかりでなく全国各地の多重債務者や自己破産者にダイレクトメールを送りつけて融資勧誘を行います。

なお、貸金業者が登録をしているかどうかは、金融庁の「登録貸金業者情報検索サービス」(clearing.fsa.go.jp/kashikin/)で調べることができます。財務局や都道府県の担当部署の電話番号も掲載されており、貸金業者に関する最新の情報を問い合わせることができます。

8 ヤミ金融のはなし



頭の体操 3 「トロク」は年利何%?

【問題】 ヤミ金融の金利が「トロク」（10日で6割）だとすると、年利は何%になるでしょう。計算してみてください。
(正解はp.29)

◆ ヤミ金融への対処法

5 — ヤミ金融には毅然として対処する —

ヤミ金融は被害者（借り手）が怯えれば怯えるほど、暴力的取り立てが効果的だと思います。取り立て方法をエスカレートさせてきます。ヤミ金融からは絶対に借りないことはもちろんですが、ヤミ金融に対処するには、まず被害者が勇気をもって毅然として対応し、警察に被害届を出したり刑事告訴を行うことが大切です。

10



090金融

「090金融」とは、ガードレールや信号機、電柱などに「宅配融資」、「来店不要、即日融資」、「テレフォンキャッシング」、「ブラックOK」、「自己破産者OK」などの言葉と携帯電話番号（090からはじまる）のみを書いた看板や貼り紙、チラシを貼って顧客を集めて、出資法（上限金利年20%）違反の高金利で融資を行うヤミ金融業者のことで、電子メールやダイレクトメール・電話などで融資勧誘を行う「090金融」もあります。

15

090金融の利用者（借り手）は、携帯電話番号しか明らかにされないため、業者の住所など正体をつかむことができません。貸金業者は、固定電話番号を登録し、広告や勧誘の際に表示する義務があります。090金融は、すべて貸金業の登録をしていないヤミ金融ですので、絶対に手を出してはいけません。

20

p.19の「契約」の基礎知識クイズの正解

クイズ① × 未成年者（20歳未満の者）は、買い物（日用品などの購入を除く）や借金をするには親の同意が必要です。同意なく行った場合、本人や親は契約を取り消すことができます。

クイズ② ○ Mさんが勝手に母親の名を書いても、母に保証人の責任は生じません。

クイズ③ × 入会するとはっきりした申し込みもしないのに、一方的に契約を成立させることはできません。よくある悪質な押しつけ商法ですから気をつけましょう。

25

クイズ④ ○ 故障を直してもらうか、故障のない新しいものと交換されるまで払う必要はありません。故障しているため支払わない、と信販会社に伝えましょう。